

第六次北本市総合振興計画 基本構想(案)

目次

1	目的と期間.....	1
	（1）目的	1
	（2）期間	1
2	将来都市像と基本理念.....	1
	（1）将来都市像	1
	（2）基本理念	1
3	推計人口.....	2
	（1）現状と推計	2
	（2）人口の変化を踏まえたまちづくりの方向性.....	3
4	土地利用構想.....	4
	（1）土地利用の基本的な考え方	4
	（2）区分別の土地利用の方向性	4
	（3）土地利用構想図	6
5	政策の大綱.....	7
	（1）政策1 こどもの成長を支えるまち	7
	（2）政策2 安心・安全で自然と共存する住みやすいまち	7
	（3）政策3 健康でいきいきと暮らせるまち	7
	（4）政策4 活力あふれるまち	7
	（5）政策5 みんなが参加し育てるまち	7
	（6）政策6 健全で開かれたまち	7

1 目的と期間

(1)目的

第六次北本市総合振興計画基本構想は、北本市自治基本条例(平成21年北本市条例第22号)の規定に基づき、総合的かつ計画的に市政を運営するために、まちづくりの方向性を明らかにする指針として定め、市民と行政の協働による魅力あるまちづくりを推進していくことを目的とします。

(2)期間

基本構想の期間は、令和8(2026)年度から令和17(2035)年度までの10年間とします。

2 将来都市像と基本理念

(1)将来都市像

北本市のあるべき姿として、第一次北本市総合振興計画以来掲げてきた将来都市像を継承し、それぞれの立場で市民がいきいきと活躍しながら、市民と行政とが一体となって実現していくことを目指し、次のとおり、将来都市像を定めます。

「 緑にかこまれた健康な文化都市 」

(2)基本理念

本市に関わりのある様々な立場の人にとってやさしいまちであることは、市民の願いです。また、北本市自治基本条例では、「誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまちをみんなの力で築く」ことを目指しています。

これらを踏まえ、**みんなの力で築く、誰にとってもやさしいまちづくり**を基本理念とし、将来都市像の実現に向けて取り組みます。

3 推計人口

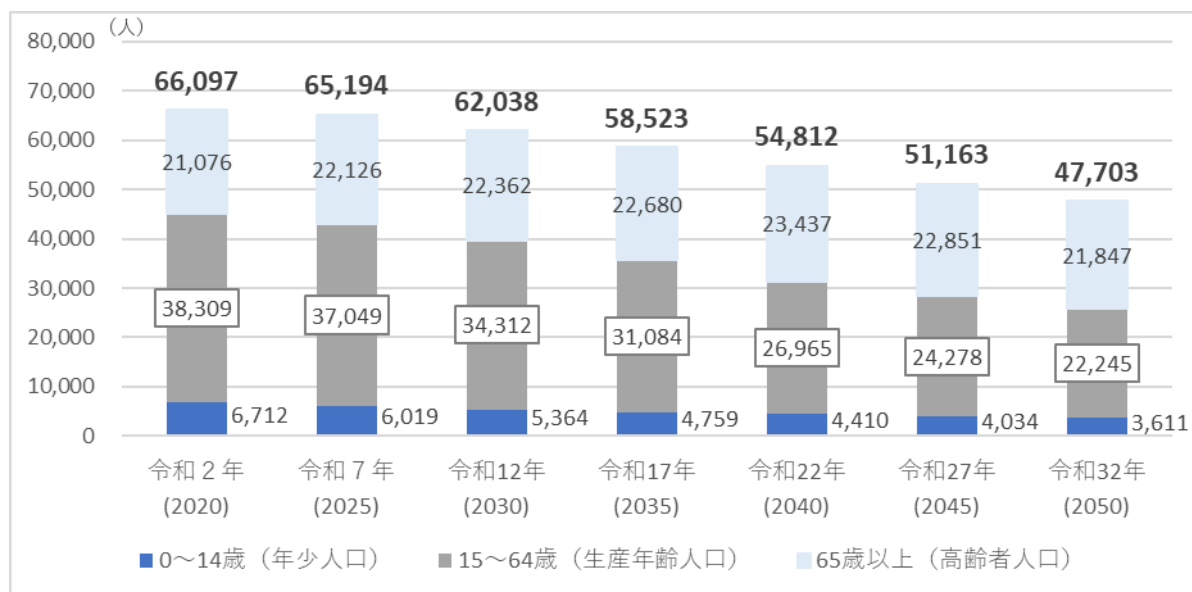
(1)現状と推計

本市の人口は、平成17年をピークに減少に転じています。社会動態は、平成16年から減少が続いていましたが、令和2年より増加へ転じています。一方で、自然動態については、出生数の減少や高齢化に伴う死亡者数の増加により減少が続いています。このように、人口は社会増ではあるものの少子高齢化に伴う自然減の影響が大きいことから、今後も減少していくことが予想されます。

国立社会保障・人口問題研究所が令和5年12月に公表した「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」及び直近の人口動態を基に、これからの人口を推計すると、基本構想の中間年である令和12年の人口は約62,000人、最終年である令和17年の人口は約59,000人となり、その後も人口が減少していくことが見込まれます。

年齢構成に着目すると、当面、年少人口及び生産年齢人口にあっては減少が、また、高齢者人口にあっては増加が続き、少子高齢化が更に進行していくことが見込まれます。令和17年には年少人口が4,759人(8.1%)、生産年齢人口が31,084人(53.1%)、高齢者人口が22,680人(38.8%)となり、高齢者人口の占める割合(高齢化率)は4割に迫る見込みです。

■人口推計



※各年10月1日現在

人口推計の考え方

上記の推計は、国立社会保障・人口問題研究所の令和5年人口推計(以下、「社人研推計」という。)を参考に、本市で独自に行ったものです。具体的には、住民基本台帳(令和2年10月1日現在)を基に、社人研推計における変化率(生残率・移動率)等の仮定値を用いて推計(2050年まで)したものです。

(2)人口の変化を踏まえたまちづくりの方向性

現在、日本社会は過去に経験のない人口減少と少子高齢化に直面しており、本市においても、今後、継続的な人口減少と少子高齢化が確実視される中、もはや人口規模に目を向けるだけでは、従前のまちの活力を維持することは困難な時代を迎えています。

一方で、テレワークの普及等による働き方の変化をはじめ、キャッシュレス決済やeコマースの普及等による暮らし方の変化が加速しており、働く場所や住む場所にとらわれず、様々な地域とつながり、関わりを持つことができる環境にあります。

本市もこうした環境の変化をまちの活力に変えながら、持続的な発展に向け、まちづくりに取り組む必要があります。

このような背景を踏まえ、本構想に掲げる将来都市像の実現に向け、次に掲げる事項を基本にまちづくりに取り組みます。

1 定住人口の維持及び交流人口・関係人口の増加

住民は市を運営していくための基礎であることから、「定住人口」の維持を図ります。

また、本市を訪れ、滞在する「交流人口」を増やすことにより地域経済の活性化を図るとともに、継続的に本市に関心を持ち、多様な形で関わり、つながりを持つ「関係人口」の輪を広げることで、多様な地域課題の解決につなげます。

2 地域資源を活かしたまちづくり

先人から受け継いだ豊かな自然、歴史文化、また、まちに関わる人等を本市の地域資源と捉え、大切にするとともに、それらを活用することで、新たな価値を創造し、住み続けたいまちづくりを推進します。

3 持続可能な行財政運営

人口減少と少子高齢化の進行に伴う税収の減少や社会保障経費の増加、公共施設の老朽化に伴う維持・補修経費の増加等、今後も厳しい財政運営が見込まれます。

一方、人口減少と少子高齢化の進行に伴う社会課題の解決に向け、行政に期待される役割が多様化することが想定されます。

こうした状況に対応するため、公共施設の適正配置等の行政資源の最適化やデジタル技術の活用等の業務の効率化により、持続可能な行財政運営を推進します。

4 土地利用構想

(1)土地利用の基本的な考え方

1. 自然環境と生活環境の調和

本市の自然や歴史文化の特性を踏まえ、自然環境と生活環境の調和の取れた計画的な土地利用を推進します。

2. 誰もがいつまでも暮らしやすいまちづくり

日常生活の利便性や快適性を向上させるとともに、都市機能の効率化や国土強靱化を図り、環境や人に優しいまちづくり、世代を問わず誰もが安心・安全に暮らせる持続可能なまちづくりを推進します。

3. 道路整備効果の活用

首都圏中央連絡自動車道(圏央道)や高速埼玉中央道路及び上尾道路(上尾バイパス)等の整備効果を有効に活用するため、新たな土地利用を推進します。

4. 都市軸を中心としたまちづくり

環境保全・交流ゾーンから行政・文化拠点及び北本駅を経て健康・スポーツ拠点までを結ぶ「東西軸」と、中山道や北本中央緑地によって形成される「南北軸」の二つを都市軸として位置づけ、活力やにぎわいを創出し、まちづくりの進展を図ります。

(2)区分別の土地利用の方向性

住宅エリア

快適でゆとりある住環境の形成を推進するとともに、多様なニーズにあった住宅供給の促進を図ります。

農地エリア

優良農地の保全や周辺環境との調和を図り、適正な土地利用に努めます。

工業エリア・工業ゾーン

既存の工業地を維持するとともに、交通利便性の向上を見込み、工業導入促進のための条件整備を進めます。

商業・業務ゾーン

北本駅周辺地域について、環境や都市景観に配慮しながら、都市空間の有効活用等、にぎわいづくりを促進します。

環境保全・交流ゾーン

北本自然観察公園、北本市野外活動センター、高尾さくら公園、荒川等の豊かな自然環境やデーノタメ遺跡等の歴史的資産等を活用し、市民と来訪者の憩い・交流の場として環境整備に努めます。

複合的開発ゾーン

交通利便性の向上を見込み、医療・研究・福祉・文化機能の充実並びに周辺地域の発展及び活性化に寄与する核となる産業施設等^等を必要に応じて近隣自治体と連携しながら誘導を図るとともに、周辺の農地や住宅地との調和を図ります。

沿道サービスゾーン

国道 17 号及び南大通線については、沿道サービス施設の誘導を図ります。また、事業化された上尾道路（上尾バイパス）については、道路整備の進捗に応じて、沿道サービス施設や流通業務施設等の誘導を図ります。

土地利用検討・誘導ゾーン

市街化調整区域内で市街化の進行がみられる区域及び市街化区域で囲まれた市街化調整区域であり、農・商・住等のバランスの取れた土地利用を検討・誘導します。

市街地形成推進ゾーン

土地区画整理事業をはじめとした基盤整備を進めるとともに、隣接する公園・緑地空間と一体となった特色ある居住環境空間の形成を目指します。

公園・緑地

景観、健康づくり、レクリエーション、防災、市民交流等、多面的な利用の場としての環境整備を推進します。

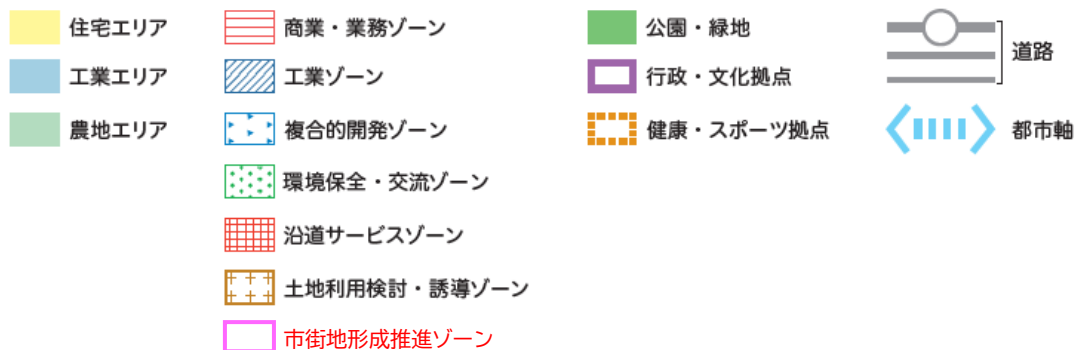
行政・文化拠点

市役所、児童館及び文化センターについて、市民の交流や防災の拠点とします。

健康・スポーツ拠点

体育センター及び北本総合公園について、市民のスポーツ・レクリエーション、健康づくりの拠点とします。

(3)土地利用構想図



5 政策の大綱

計画期間における行政運営を強力に推進するに当たり、以下の6つの政策を定め、将来都市像の実現に向けて取り組めます。

(1)政策1 こどもの成長を支えるまち

こどもの健やかな成長は、明るい未来につながります。こどもの権利を保障し、豊かなみどりと文化の中でのびのびと育つ環境を整えるとともに、保護者等が安心して子育てできるよう支援することにより、こどもの成長を支えるまちを目指します。

(2)政策2 安心・安全で自然と共存する住みやすいまち

自然を保全・活用し、住環境や都市基盤の整備・維持管理及び防災・防犯の取組を推進するとともに、公共交通を体系的に整理し、安心・安全で自然と共存する住みやすいまちを目指します。

(3)政策3 健康でいきいきと暮らせるまち

健康づくり・生きがいづくりの施策を推進するとともに、暮らしを支える保健・医療の充実や社会保障制度の適正な運営に努め、人と人とのつながりの中で誰もが健康でいきいきと暮らせるまちを目指します。

(4)政策4 活力あふれるまち

各種産業の振興を総合的に推進するとともに、先人から受け継いだ自然、歴史文化、また、まちに関わる人等、様々な地域資源を活用し、活力あふれるまちを目指します。

(5)政策5 みんなが参加し育てるまち

市民が自らの責任において主体的にまちづくりに参加することを促し、市民と行政の協働によるまちづくりを推進するとともに、市民が互いに連携して共に支え合う地域活動を支援し、みんなが参加し育てるまちを目指します。

(6)政策6 健全で開かれたまち

透明性の確保と市民の意見を「聴く」市政を推進するとともに、適正に事務を執行し、デジタル技術を活用しながら、限られた資源を有効に活用する効率的な行財政運営により、健全で開かれたまちを目指します。